

朝来市条例第 号

朝来市国史跡竹田城跡観覧料の徴収に関する条例（素案）

（趣旨）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第116条第3項の規定に基づき、朝来市民の誇りと財産である国史跡竹田城跡（以下「竹田城跡」という。）観覧料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「竹田城跡」とは、朝来市和田山町竹田169番地の国指定史跡をいう。

（観覧料）

第3条 市長は、竹田城跡に入場する者（以下「観覧者」という。）から別表第1に定める観覧料を徴収する。

2 前項の観覧料を徴収する期間及び時間は、別表第2に定めるとおりとする。

（観覧料の免除）

第4条 市長は、次に掲げる者については、観覧料を免除することができる。

（1）竹田城跡を会場とするイベント等で、市が主催し、共催し、または協賛する者への出場者及びその関係者

（2）中学校及び小学校が行う教育活動に伴い観覧する児童生徒を引率する者

（3）竹田城跡の情報発信を目的としたテレビ、ラジオ、雑誌などの取材者及び映画撮影関係者

（4）竹田城跡への入場を目的とする観光客に随行したタクシー、バスの運転手及びガイド、添乗員

（5）和田山観光ボランティアガイドに所属する竹田城跡ボランティアガイド及び竹田城跡等のボランティア活動に従事する者

（6）身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護者

（7）前各号に掲げる者のほか、市長が免除を適当と認める者

（観覧料の不還付）

第5条 既に納付した観覧料は、還付しない。ただし、市の責めに帰すべき理由があると市長が認めるときは、その全部を還付することができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（徴収の特例）

2 この条例の施行の日から平成25年10月1日までの間における観覧料（年間パスポートを除く。）は、第3条の規定にかかわらず、これを徴収しない。

3 平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間における観覧料に係る別表1の規定の適用については、同表中「400円」とあるのは「300円」と、「350円」とあるのは「250円」とする。

別表1（第3条関係）

竹田城跡の観覧料

対象	区分	単位	金額
個人	大人（高校生を含む。）	1人1回	400円
	中学生以下		無料
	年間パスポート	1人	1,000円
団体（20人以上）	大人（高校生を含む。）	1人1回	350円
	中学生以下		無料

※ 年間パスポートは、発行日から当該年度の3月31日まで、本人に限り利用できる。

別表2（第3条関係）

観覧料の徴収期間及び時間

徴収期間	徴収時間
3月20日から9月20日まで	午前9時から午後4時まで
9月21日から12月10日まで	午前3時から午後4時まで